

意見回答書

作成日 令和6年 9月 4日

太陽光発電施設の設置予定場所	佐久市猿久保字屋敷添430-1他
----------------	------------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
① 文化財保護法 9 3 条の届出 工事立ち合いの判断とは	地域住民	当該事業地は、埋蔵文化財の包蔵地に該当します。この場合に届出を行うのが文化財保護法 9 3 条に明記されている届出を実施します。
		工事立ち合いの判断とは、工事に着工し、土地を掘削する時に文化振興課の職員が立ち会いし、地中に文化財が存在するかどうかの確認をする必要があるということです。
		問題がなければ工事はそのまま継続いたします。
②農地転用許可について	地域住民	今回の農地転用許可申請において審議を進める上で、他法令の協議が済んでいることを重要視されております。
		現状「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に基づき太陽光発電設備設置について協議を進めており、まだ手続きが終了していないため、農地転用許可申請が保留となっております。
③土地所有者 条件付き仮登記者 転用者 について	地域住民	現在土地所有者は ██████████ 様 農地法3条許可条件 ██████████ 様 農地転用者は、株式会社エコ革パワーとなっております。

		事業開始後は、土地所有者は■■■■様、事業者は、地上権設定で株式会社エコ革パワーとなる予定です。
④本事業計画に土地所有者が関与していないとはどういうことか？	地域住民	土地売買契約の内容については個人情報保護の観点から第三者への開示は控えさせていただきます。
		所有者が今回の事業に関与していないというのは、転用者は株式会社エコ革パワーであり、農地転用許可が下り、所有権移転を行った後、現所有者は本事業に関わることはないということです。
⑤事故・災害時について保険対応というが、その他道義的責任はないのか。	地域住民	万一、災害時に弊社起因による事故が起こった場合は保険で対応いたします。ただ、事故の原因や状況は千差万別であり、状況によっては被害を被った方へ直接お詫びをする必要があります。
		その場合は誠意をもって対応いたします。
⑥災害時は、緊急性があるが即時対応できるのか？	地域住民	弊社では長野県のメンテナンス対応を地元の協力会社へ委託しており、本発電所に関してもそちらで対応する予定です。
		拠点が事業地にも近いため、災害時の一時対応については即時対応が可能だと考えております。
⑦水路占有許可申請とあるが地元への確認があるのか？	地域住民	水路占有許可申請の目的は、事業地の430-1と430-2の間に法定外公共物の水路が存在します。その箇所地下ないし上空を通します。水路の一部を占有することから申請をするものです。

		<p>手続き上、添付書類として地元区長の同意書があります。区長様は地域行政の窓口として役割がありますので区長様へ同意書作成を依頼するものです。</p>
		<p>地元への確認があるかについては、その自治会での慣習等ありますので地元区長様にお任せするところです。我々から地元住民へ確認することはありません。許可後は占有料を佐久市へ納付することになります。</p>
<p>⑧基準風速30m/sに耐える架台設計というのが説明会で説明を求める。</p>	<p>地域住民</p>	<p>架台設計の際、弊社では地盤調査やレイアウト等の必要なデータを準備し、それを基に風速30m/sに耐えうる強度でメーカーへ架台を発注いたします。</p>
		<p>弊社としては上記内容を満たす形で部材の発注をしていることで、架台強度についての事業者としての責任は果たしていると考えております。</p>
		<p>強度計算書に関する詳細につきましては独自に架台メーカーへお問合せください。</p>
<p>⑨作業道路があるのか？</p>	<p>地域住民</p>	<p>作業道路として人が通れるスペースは確保しております。</p>
<p>⑩浚渫作業の方法が不明です。</p>	<p>地域住民</p>	<p>基本的に沈砂池の浚渫は手作業で実施する予定です。 土嚢袋に詰めて運び出す形や、ポンプを利用した排出等、堆積した土砂の量や水の含有率等も考慮し、最も適した方法で対応する必要があります。</p>
<p>⑪深さ、1.5m面積26×2.4 また貯留池 深さ3mのものを手作業で浚渫が可能か</p>	<p>地域住民</p>	<p>沈砂池に溜まる土砂の量は工事完了直後が最大となり、工事完了後1～2年は細目に対応する必要があります。 土砂堆積が少ない内に随時対応することで、手作業での対応も十分可能であると考えております。</p>

		土地が落ち着いてくれば次第に土砂は減少するため、状況に応じて回数を減らしていく予定です。
⑫2019年の説明会では、地形変更をしない約束であったのに、地形変更があるのはどういうことか？	地域住民	当初設計については浸透検査データの取り違いにより設計図面に不備があり、住民の皆様から多くのご指摘をいただきました。
		そちらについては真摯に受け止め、協力会社を刷新しゼロから設計図面を作成することになりました。
⑬説明会は今回で終了なのか？	地域住民	次回令和6年9月28日（土曜日）に再度説明会を開催いたします。 土量計算を再度やり直しし、設計図面を修正し再度説明を実施します。
⑭土量計算ミスについて	地域住民	次回令和6年9月28日（土曜日）に再度説明会を開催いたします。 土量計算を再度やり直しし、設計図面を修正し再度説明を実施します。
⑮前回の説明会で指摘した内容が修正、改善されていないことから引き継ぎは実施されているのか？	地域住民	設計者の土量計算については確かに計算に不備がありました。設計内容を精査し、次回説明会で修正した図面を提示しご説明させていただきます。
⑯1m以下の盛土は盛土ではないのか。	地域住民	広義では土を盛れば盛土であるとの見方もありますが、盛土規制法による規制を受ける高さが1m超となるため、弊社では便宜的にその基準を超えるものを「盛土」と呼びます。それ以外については「堰堤（えんてい）」「畝（うね）」等それぞれの役割に基づく名称で呼称しております。
⑰浸透トレンチが十分浸透するか不明。浸透するか試掘して示してほしい。	地域住民	行政と協議した結果、 ①結局埋め戻すため、試掘したことが費用対効果に見合わない。 ②ボーリング調査により浸透する層があることは判明済である。 ③試掘にかかる関係法令手続きのためには一定の期間が必要となる。

		<p>①②より改めて時間をとって対応する必要はないと考える。</p> <p>以上の理由により試掘は行いません。</p>
⑱ 工事中の水はどうするのか	地域住民	<p>調整池、沈砂池、浸透トレンチ等の防災施設を先行して設置し、工事中の水はそこへ集水させる予定です。</p> <p>また、完工後も上記防災施設の働きにより雨水排水を事業地から場外に出さないよう設計しております。</p>
		<p>ただし事業地周辺全域が被害を受けるような豪雨等についてはこの限りではありません。</p>
⑳ 工事中も含め、今後場外へ水は出さないと言うが、可能なのか。	地域住民	<p>マンホール浸透槽の設置により、水路の水位が低下し水量が減る可能性があり、取水上不具合が生じる可能性があるため、そうならないように現状を維持して欲しいとのご要望がありました。</p>
(マンホール浸透槽の設置により、水路の水位が低下し、水量が減る可能性があり、取水上不具合が生じる可能性がある。現状を維持して欲しいとのご要望)		<p>8/5に佐久市へ相談し、8/20に対応についての見解をいただき、設計変更を行いました。現在利用している水路の整備は行いますが、現状の水量を変えないようマンホール浸透槽は廃止いたします。</p>
㉑ 市、県に提出済みとあるが、数字の根拠が合わないものを行政が許可しているのか		<p>佐久市は、ガイドライン及び要綱。県は県条例における届出制です。</p> <p>そもそも許可制ではありません。</p>
		<p>また佐久市、ガイドライン及び要綱には、数字で示すような明確な基準や根拠は記載されておりません。想定される事態とその措置や対応について明記されていますが、数字的な基準は明記されていません。</p>
		<p>ただし、市との協議を進める上で5,000㎡の林地開発に用いる基準等を用いて協議しています。計算ミスがあった土量計算においては、そもそも想定される事態に含まれておりません。そもそも土量計算は、工事する側</p>

		<p>が必要な情報であって、行政が必要とする情報ではありません。</p> <p>具体的な想定に関して、要綱第12条、及び第22条に明記されていますのでご確認ください。(佐久市HP内記載)。</p>
		<p>県条例については届出制であり、技術的な指導等はありません。</p>
<p>②①前任者との約束の件、数字上の不適合等の引継ぎはもちろん、以前のことはわからない」等個人ではなく法人による事業者として組織の姿勢を改めて説明してほしい。</p>	<p>地域住民</p>	<p>長野県地域と調和した太陽光発電事業に推進に関する条例にある通り、事業計画に直接関係ない事柄に関して回答は控えさせていただきます。</p>
<p>②②工事車両の進入路の途中にひび割れした擁壁があるが地権者と相談して改善してほしい。</p>	<p>地域住民</p>	<p>8/5該当の擁壁の箇所に佐久市土木課のカラーコーンが設置されていることから佐久市土木課と相談しました。</p> <p>佐久市土木課から、被害事実もない状況で問題視することは別な問題になりかねない</p>
		<p>と助言をいただきました。本件は被害が発生してから考えるべきことであって、被害が発生していない状況で問題視することではないと判断いたします。</p>
		<p>8/20該当の擁壁の地権者を訪ねるも不在。対応して下さった受付担当者へ、説明会で該当の擁壁についてお話があったことのみをお伝えしております。</p>
<p>②③進入路が「大型車両が通れない」旨の看板があるのご指摘について</p>	<p>地域住民</p>	<p>8/3「この先大型車通行できません 佐久市」の看板を確認しました。</p> <p>同日佐久警察署を訪問、該当の看板について問い合わせ実施、公安委員会が設置した標識ではないので法的拘束力はないと確認しました。</p>
		<p>8/5佐久市土木課に確認しましたが、看板の設置目的は、その先の高架下を大型車両が通行できないために設置したもので、本計画の進入路として通行を制限するものではないと確認しました。</p>

		以上
--	--	----